

第 5 7 号議案

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年兵庫県指令市振第 2 2 9 7 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 1 7 条第 2 項中「別表第 2 」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

第 5 7 号議案 要旨

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 3 7 4 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、現行の被保険者証が同日以後発行されなくなることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）の一部を変更することを兵庫県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

令和 6 年 1 2 月 2 日以後、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 4 条に規定する被保険者証等の引渡し、返還等の事務がなくなることから、後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を改めることに伴い、広域連合規約の一部を変更すること。

3 施行期日 令和 6 年 1 2 月 2 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる</u> <u>事務を</u> 処理する。<u>ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表第1（第4条関係）</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u> (2) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u> (4) <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u>	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を</u>処理する。 (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

<u>(5) 保険料に関する申請の受付</u> <u>(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u> <u>別表第2</u>（第17条関係） （略）	別表____（第17条関係） （略）
---	----------------------------------